

後期高齢者医療保険料率見直しのお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料率については、法律に基づき、2年に一度見直しを行うこととなっています。令和8・9年度については、今後の被保険者数や医療給付費(※)が増加する見込みであるほか、現役世代の負担増を抑制するための国の制度改正の影響を踏まえ、保険料率が改定されました。

また、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、医療保険料(基礎賦課分)と合わせて子ども・子育て支援金を納めていただきます。制度の詳細につきましてはこども家庭庁ホームページまたは下記コールセンターへお問合せください。

※後期高齢者医療制度に加入されている方の医療給付費は、毎年皆様に納めていただく後期高齢者医療保険料(約1割)のほか、現役世代が負担する後期高齢者支援金(約4割)や公費(約5割)で賄われています。

令和8・9年度の保険料率

		令和8・9年度	令和6・7年度	比較
均等割額	医療分	61,000円	56,400円	4,600円増
	子ども・子育て支援分	1,290円	—	新設
所得割率	医療分	10.81%	11.60%	0.79ポイント減
	子ども・子育て支援分	0.26%	—	新設
賦課限度額	医療分	850,000円	800,000円	50,000円増
	子ども・子育て支援分	21,000円	—	新設

※子ども・子育て支援金の料率については、令和10年度まで毎年改定されます。

均等割額については、世帯(世帯主と被保険者)の所得水準に応じて下表のとおり軽減されます。

同一世帯の世帯主および被保険者の 総所得金額等の合計額	医療分		子ども・子育て支援分	
	軽減割合	軽減後均等割額	軽減割合	軽減後均等割額
基礎控除額(43万円)を超えない世帯	7.2割軽減	17,080円	7割軽減	387円
基礎控除額(43万円)+31万円 ×世帯の被保険者数を超えない世帯	5割軽減	30,500円	5割軽減	645円
基礎控除額(43万円)+57万円 ×世帯の被保険者数を超えない世帯	2割軽減	48,800円	2割軽減	1,032円

※給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額に以下の金額が加算されます。

(給与所得者等の数-1)×10万円

※医療分の7割軽減は、令和8・9年度のみ7.2割軽減となります。

後期高齢者医療保険料の算定イメージ

A+B
一人あたり保険料
(年額)
※賦課限度額 871,000円

$$\begin{aligned}
 & \text{A(基礎賦課額(医療分))} \\
 & \begin{array}{|c|c|} \hline \text{均等割額} & \text{所得割額} \\ \hline 61,000円 & [\text{総所得金額等}-\text{基礎控除額}] \times 10.81\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{※賦課限度額} \\ \hline 850,000円 \\ \hline \end{array} \\
 = & \text{B(子ども・子育て支援分)} \\
 & \begin{array}{|c|c|} \hline \text{均等割額} & \text{所得割額} \\ \hline 1,290円 & [\text{総所得金額等}-\text{基礎控除額}] \times 0.26\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{※賦課限度額} \\ \hline 21,000円 \\ \hline \end{array}
 \end{aligned}$$

お問合せ先

沖縄県後期高齢者医療広域連合 管理課 保険料グループ ☎963-8012
 子ども・子育て支援金制度コールセンター ☎0120-303-272
 国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎893-4411(内線4271)